

後期高齢者医療制度

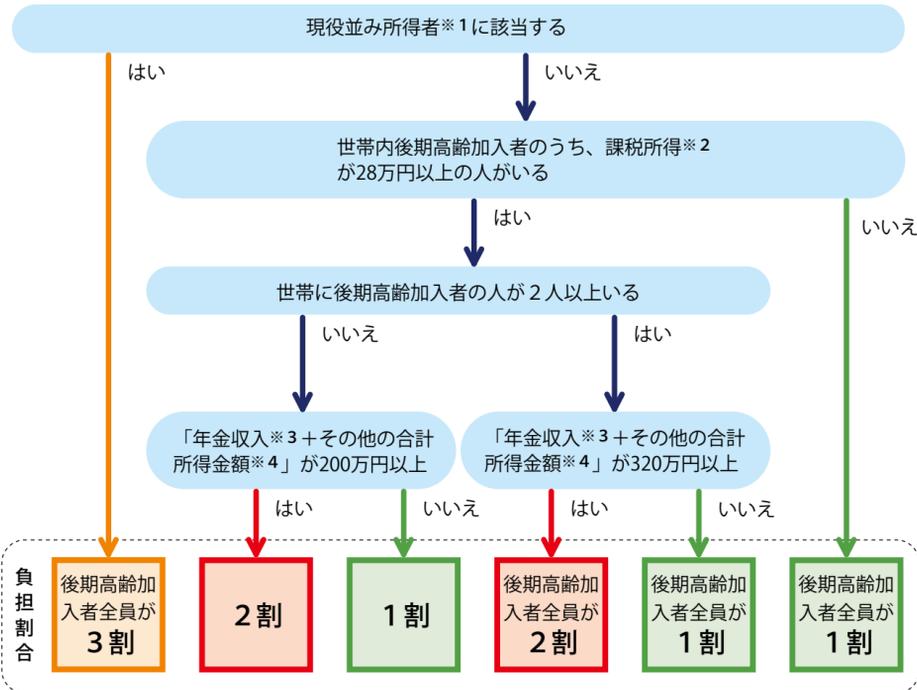
75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の人が加入する「後期高齢者医療制度」。10月からの医療費の窓口負担割合の見直しについてお知らせします。
【広報ID】1003614

10月1日から 窓口負担割合に「2割」が新設されます

現在、同制度の被保険者が医療機関を受診すると、医療費の1割または3割を窓口で自己負担することになっています。令和4年10月1日からこの自己負担割合に、新たに「2割負担」が加わ

ります。2割負担の対象者は、主に図1のような流れで判定します。後期高齢者医療制度（以下、後期高齢）に加入している被保険者の課税所得や年金収入などを基に、世帯単位で判定します。

図1 負担割合の判定の流れ



被保険者証は2回送付します

制度の変更に伴い、本年は被保険者証（以下、保険証）を被保険者全員へ7月と9月の2回送付します。7月送付の保険証の期限は9月30日です。10月1日から使用する保険証は9月中に送付します。



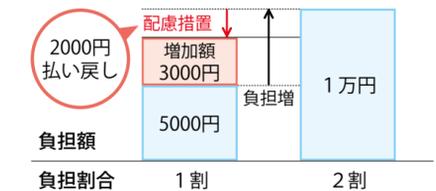
令和3年中の収入などを基に判定するため、現時点では個別の負担割合についての質問にお答えできません。8月頃から判定できる予定です

- ※1 課税所得が145万円以上で、現在の医療費の窓口負担割合が3割の人
- ※2 住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）を差し引いた後の金額）
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません
- ※4 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

1割負担から2割負担となる人へ 負担を抑える配慮措置があります

1割負担から2割負担に変更となる人は、令和4年10月1日から3年間は、図2のとおり1カ月の窓口負担割合の増加額を3000円まで★に抑える措置が適用されます。★入院の医療費は対象外

図2 配慮措置が適用される場合の計算方法
(例) 1カ月の医療費全体額が5万円の場合 → 5000円の負担増加額を3000円に抑える



高額療養費の口座登録を

配慮措置の適用により負担額の払い戻しが生じる人には、事前に登録されている高額療養費の口座へ払い戻します。口座が登録されていない人には、10月頃に県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。申請書が手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って振込先口座の情報を記入し、返送をお願いします。

ご注意ください!

申請書は**必ず郵送**でお届けします。厚生労働省や市役所が、電話や訪問での口座情報の登録や、ATMの操作をお願いすることは**絶対**にありません。
【不審な電話や訪問があったときは】
◆若手県警本部 ☎653-0110
◆消費生活センター ☎624-4111
※月～金曜、9時～16時

後期高齢者医療制度の問い合わせや届け出、相談はこちら

- ▶後期高齢者窓口負担割合コールセンター（厚生労働省） ☎0120-002-719（月～土曜、9時～18時）※コールセンターへの問い合わせにご協力ください
- ▶県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎606-7501
- ▶健康保険課高齢者医療係 ☎613-8439

国民健康保険

病気やけがのときに安心して医療を受けられるよう、全ての人が健康保険に加入することになっています。国民健康保険の制度についてお知らせします。
【広報ID】1003549

就職・退職をする人へ 届け出をお忘れなく!

就職や退職などの異動が多くなるこの時期。新たに国民健康保険（以下、国保）に加入するときや、国保から他の健康保険に変わるときなどは、国保窓口★への届け出が必要です。

加入の届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保税が課税され、まとめて納めることとなります。また、国保から脱退する場合は、届け出をしないと課税が続きます。届け出に必要な書類など詳しくは、健康保険課受付課係へお問い合わせください。

※転出・転入に伴う国保の加入・脱退の手続きは、住民票の異動の届け出の際に、市民登録課登録係に手続き内容を確認してください

3月31日に任意継続が終了する人は 国保加入の事前受付ができます

3月31日(内)で他の健康保険の任意継続資格が終了し、4月1日(外)から市の国保に加入することが決まっている人は、事前に加入の届け出ができます。郵送でも届け出ができます。国民健康保険被保険者証（以下、国保証）は4月4日(月)から順次郵送します。

3月15日(火)から!

★国保窓口

- ・健康保険課（市役所本庁舎1階）
- ・都南総合支所
- ・玉山総合事務所健康福祉課
- ・各支所

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

令和3年10月から、全ての健康保険においてマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。利用できる医療機関は、順次拡大中。健康保険証として利用するためには、マイナポータルでの事前申し込みが必要です。詳しくは、下の2次元コードでご確認ください。

【問】マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

他にもメリットが!

- ・医療機関によっては、限度額認定証としても使える
- ・マイナポータルで、特定健診情報や薬剤の情報、医療費を確認できる。また、医療費控除の確定申告が簡単にできる



一部負担金の減免など

災害や事業の休・廃止により収入が激減し、かつ収入と預金額が生活保護基準より少ない人は、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。詳しくは、健康保険課係へお問い合わせください。
※減免が受けられない場合でも、収入の状況によっては一部負担金助成の対象になる場合があります

国民健康保険の問い合わせや届け出、相談はこちら

- ▶健康保険証・納税通知書・課税内容：受付課係 ☎613-8437
- ▶保険給付：給付係 ☎613-8436 ▶納付相談・口座振替：徴収係 ☎613-8438
- ▶人間ドック・訪問保健指導：業務係 ☎626-7527
- ※転出・転入に伴う国保の加入・脱退は市民登録課登録係 ☎613-8309

働く皆様とご家族の福利厚生を支援しています

○ゆったり保養、楽しくスポーツ・観劇などで心と身体にごほうびを!!
・利用券の割引助成・・・日帰温泉、観劇、映画、コンサート、スキー、スケートなど
・人間ドック(年1回5千円限度)、宿泊助成(年3回各2千円)

○生活のステージに沿った祝金と万が一の給付金をご用意!!
・慶弔共済金の給付・・・結婚、出生、入学、在会祝金、退会餞別金、傷病休業など

アスピーク 盛岡市が設立した、福利厚生サービスを行っている団体です
盛岡市山王町10-6山王ハイツ ☎019-653-1910 http://www.morioka-ksc.or.jp/

会員募集中
○対象：盛岡市内及び近郊市町の事業所の事業主、従業員（非正規含む）
○入会：原則事業所単位(個人経営含む)での入会 現在約600事業所・4,000人が加入
○入会金：200円/人 ○会費：月額700円/人

トイレリフォームもおまかせください!

LIXIL アメージュZ + 東芝 温水洗浄便座

リモコン一体型 特別価格 102,300円 (税込) 設置工事・撤去処分費込み

※和式トイレ、給排水・電気工事、内装などは追加費用が発生することがあります。無料の現地見積りでもご確認ください。

24時間受付・365日対応 出張費・点検・見積り一切無料 0120-573-573

株式会社 クラシアン 盛岡営業所 盛岡市前九年2丁目6-10

RNC/AN 30th ANNIVERSARY